

維新議員 在宅起訴

衆院比例近畿 公選法違反の罪



在宅起訴され会見する日本維新的の会の前川清

2020年7月 地方議員らに現金を配ったとして、前法相の河井克行・衆院議員(広島3区、自民を離党)と妻の案里・衆院議員(広島選挙区、自民を離党)を東京地検特捜部が起訴。克行氏は21年4月、案里氏は21年2月に議員辞職。克行氏は懲役3年の有罪判決が確定。案里氏は懲役1年4ヶ月執行猶予5年の有罪判決と公民権停止5年が確定

2021年6月 選舉区内の有権者らに香典・枕花と祝儀・祝花を寄附したとして、前経済産業相の菅原一秀・元衆院議員(東京9区、自民を離党)を東京地検特捜部が略式起訴。菅原氏は直前に議員辞職。罰金40万円、公民権停止3年の略式命令

2004年1月 選対幹部らに現金を渡したとして、新井正則・衆院議員(埼玉8区、自民)をさいたま地検が起訴。新井氏は同月に辞職。同年6月に懲役3年執行猶予5年、追徴金220万円の有罪判決が確定

(開票や所属、選挙区は当時)

在宅起訴され会見する日本維新的の会の前川清
2020年7月後、大阪市中央区、水野義司撮影

奈良地検は26日、昨年10月の衆院選の公示前に自身への投票を呼びかける文書を配布したこと、日本維新的の会の前川清衆院議員(58)=比例近畿ブロック=を公選法違反(法定外文書頒布、事前運動)の罪で不起訴した。

起訴状によると、前川氏は公示前の同年10月14日、奈良市内で「選挙区は前川さよし公」、比例区は「維新をお書き下さい。」などと記載したはがきや

「例 前川さんへぜひ一票をお願いします。」「などと書いた文書の入った封書を

5カ所送り、法定外選挙運動用文書を頒布するとこ

もに、候補者や衆院名簿の

届け出前の選挙運動をした

といわれる。地検は認否につ

いて明かにしていない。

送られた選挙はがきは宛

名が空欄で、有権者の氏

はがきの宛名書き 焦点

元検事の落合洋介弁護士の話 公示前にはがきを渡し、宛名を書いて返送してもらおう行為は、投票依頼ではなく準備行為として認められる余地はある。公示後にはがきを準備していたら間に合わない、という事情も理解できる。だが、公選法は事前運動を禁じている。検察は、はがきの送付先が35カ所と多いことなどから投票依頼とみなし、起訴に踏み切ったのではないか。送付先が、はがきの宛名書きを了解していたかが焦点だ。

前川氏は弁護士。2004年の衆院選で民主党(当時)から立候補し初当選。維新から昨年の衆院選の奈良1区に立候補し落選した。比例区で復活当選した。

阪市長は22日、記者団の取材で、党として前川氏に事情を聞き取ったと明かし、「起訴されて有罪と決まりたわけではない。(前川氏が)法律家として、疑問を持つことが多い」というふたなり。裁判で訴えられたときに話をえて、結果が出れば潔く敗を出すべきだ」と述べた。

前川氏、「恣意的」と批判

前川氏は22日夜、大阪市依頼ではない」としたうえで、送付先の関西大の卒業の維新本部で記者会見し、選挙はがきの宛名書きの依頼は公選法違反にはあたらぬと改めて訴えた。「日常の政治活動や選挙準備の支援をお願いであり、投票でも過たら前川氏やついて

る」とし、今回の在宅起訴は「あまりに恣意的で、差別的だと指摘した。弁護人の中村和洋弁護

士も「同僚生に宛名書きを依頼する行為が違法だと判断した裁判例は、過去に存在しない」として誤った法